

会社法制（企業統治等関係）部会資料24に対する意見

平成30年8月1日

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料24「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の作成に向けた個別論点の更なる検討（2）」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

1. コーポレート・ガバナンス改革におけるD&O保険の意義について

経済のグローバル化や第4次産業革命の進展など、経営環境の変化と経営課題の複雑化が進む時代において、我が国企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、非連続な変化にスピード感を持って対応するための果敢な経営判断を行うことが求められている。また、こうした状況において、今後ますます激化する内外からの優秀な人材の獲得競争に我が国企業がいかに対応していくかも重要な課題となっている。

D&O保険は、役員等に適切なインセンティブを与え、過度にリスクを回避しないようにするための、コーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つである。加えて、D&O保険は、諸外国において広く認められた標準的な役員就任条件として、優秀な人材を確保する上でのインフラとしての機能も有し、人材獲得における海外企業との競争条件のイコールフットイングの観点からも、これを活用しやすくする制度整備を行うという視点が重要と考えられる。

以上の基本的な視点を踏まえて、各論点について意見を述べる。

2. 「第1 役員等賠償責任保険契約」の「1 役員等賠償責任保険契約に関する規律の適用範囲」について

試案第2部第1の3における役員等賠償責任保険契約の定義は極めて広範であるところ、本規律の射程及び内容については、今回の提案の趣旨である役員等の職務の執行の適正性の確保という観点に立ち返り、適正性が損なわれるおそれの程度や実際に問題が生じている状況の有無等も十分に考慮し、慎重に検討する必要があると考えられる。このような観点からは、一定の範囲の保険

契約については手続等に関する規律を適用しないものとするという今回の提案の基本的な考え方は、適切であると考えられる。

当該保険契約の具体的な範囲については、規律の対象を役員等の会社に対する責任を対象とする保険契約に限るべき旨の意見も本部会において示されていることも踏まえて、規律を及ぼすことにより保険契約の開発・改定や特約の変更の際の企業実務に支障が生じないかという点や、会社法上の規制の対象とされている保険契約の範囲に係るグローバルスタンダードとのバランスも踏まえた慎重な検討が尽くされることが期待される。

3. 同「2 手続に関する規律」について

法務省令で定められる一定の範囲の保険契約については、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれが大きくないことや、手続に関する規律を適用すると、企業における賠償責任保険の付保の実務に相当程度の負担が生じ、企業における保険契約の活用を通じたリスク管理の柔軟性・機動性が損なわれる事態が懸念されることを踏まえると、手続に関する規律を適用しないものとすることは適切であると考えられる。

4. 同「3 開示に関する規律」について

(1) (開示事項)について

役員等賠償責任保険契約に関する開示については、パブリックコメントにおいても複数の弊害のおそれが指摘されているが、特に、保険金額及び保険料の開示については、濫訴や訴額・和解額のつり上げ等を誘発する懸念や、経営上の機密事項やノウハウの流出のおそれ(例えば、新規事業展開やM&Aを検討する際に、実務上、保険金額の増額や補償の拡大等を行う場合もあるところ、これが開示されれば、企業が水面下で進めている経営戦略等を他社が推測可能となること等も想定される。)があること、また、保険給付の金額の開示については、役員等が紛争を和解により柔軟に解決しようとするインセンティブを損なうおそれがあること等が指摘されている。D&O保険の適切な活用を行いやすくする制度整備を行うという観点からは、開示の範囲を検討するに当たって、上記のような弊害が生じるおそれを考慮してもなお、役員等の職務の執行の適正性を確保するために開示が必要である理由の有無を、個々の事項ごとに具体的に検討する必要があると考えられる。

また、上記1のとおり、優秀な人材を確保するためのインフラとしてのD&O保険の機能に照らせば、人材獲得における海外企業との競争条件のイコールフットイングという観点も重要であるところ、かかる観点からは、D&O保険に関する開示に係るグローバルスタンダードとのバランスにも留意する必要が

あると考えられる。

以上の点や、試案第2部第1の3において、D&O保険の契約内容の決定に株主総会又は取締役会の決議を必要とする旨の規律が提案されていること、また、D&O保険の場合には、保険者が存在することにより契約内容等の適正が一定程度確保されており、利益相反性は大きくないと考えられることを踏まえると、ウの事項を義務的開示事項とする必要性は低いと考えられる。

(2) (法務省令で定められる一定の範囲の保険契約に関する開示)について

法務省令で定められる一定の範囲の保険契約については、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれが典型的に小さくなく、開示に関する規律を適用する必要性は低いと考えられることから、開示に関する規律は一律に適用しないものとする 것도十分に検討に値すると考えられる。

以上